

令和 8 年度

大阪府枚方市各会計予算書

枚 方 市

目 次

議案第84号	令和8年度大阪府枚方市一般会計予算	… 1
議案第85号	令和8年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算	… 15
議案第86号	令和8年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算	… 18
議案第87号	令和8年度大阪府枚方市財産区特別会計予算	… 22
議案第88号	令和8年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算	… 25
議案第89号	令和8年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算	… 29
議案第90号	令和8年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	… 32
議案第91号	令和8年度大阪府枚方市水道事業会計予算	… 35
議案第92号	令和8年度大阪府枚方市病院事業会計予算	… 40
議案第93号	令和8年度大阪府枚方市下水道事業会計予算	… 43

令和8年度大阪府枚方市一般会計予算

令和8年度大阪府枚方市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 176,300,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年（2026年）2月17日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1. 市 稅		61,081,591
	(1) 市民税	28,244,047
	(2) 固定資産税	23,559,285
	(3) 軽自動車税	722,851
	(4) 市たばこ税	2,021,466
	(5) 都市計画税	5,036,154
	(6) 事業所税	1,497,788
2. 地方譲与税		676,693
	(1) 自動車重量譲与税	479,480
	(2) 地方揮発油譲与税	151,213
	(3) 森林環境譲与税	46,000
3. 利子割交付金		98,954
	(1) 利子割交付金	98,954
4. 配当割交付金		732,791
	(1) 配当割交付金	732,791
5. 株式等譲渡所得割交付金		956,812
	(1) 株式等譲渡所得割交付金	956,812
6. 法人事業税交付金		975,956
	(1) 法人事業税交付金	975,956
7. 地方消費税交付金		9,977,540
	(1) 地方消費税交付金	9,977,540
8. ゴルフ場利用税交付金		78,230
	(1) ゴルフ場利用税交付金	78,230
9. 自動車税環境性能割交付金		185,028
	(1) 自動車税環境性能割交付金	185,028
10. 地方特例交付金		344,295
	(1) 地方特例交付金	339,929
	(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	4,366
11. 地方交付税		19,300,000
	(1) 地方交付税	19,300,000
12. 交通安全対策特別交付金		45,000
	(1) 交通安全対策特別交付金	45,000
13. 分担金及び負担金		385,266
	(1) 負担金	385,266
14. 使用料及び手数料		2,443,267
	(1) 使用料	1,789,651

(単位：千円)

款	項	金額
	(2) 手数料	653, 616
15. 国庫支出金		42, 467, 489
	(1) 国庫負担金	35, 031, 916
	(2) 国庫補助金	7, 343, 924
	(3) 国庫委託金	91, 649
16. 府支出金		17, 100, 967
	(1) 府負担金	10, 925, 057
	(2) 府補助金	4, 084, 605
	(3) 府委託金	2, 091, 305
17. 財産収入		159, 424
	(1) 財産運用収入	107, 373
	(2) 財産売払収入	52, 051
18. 寄附金		569, 211
	(1) 寄附金	569, 211
19. 繰入金		7, 596, 663
	(1) 基金繰入金	7, 460, 552
	(2) 財産区繰入金	19, 042
	(3) 特別会計繰入金	117, 069
20. 諸収入		2, 937, 823
	(1) 延滞金加算金及び過料	15, 002
	(2) 市預金利子	6, 906
	(3) 貸付金元利収入	981, 200
	(4) 収益事業収入	424, 961
	(5) 雜入	1, 509, 754
21. 市債		8, 187, 000
	(1) 市債	8, 187, 000
歳入合計		176, 300, 000

款	項	金額
1. 議会費		671,785
	(1) 議会費	671,785
2. 総務費		13,735,759
	(1) 総務管理費	9,912,583
	(2) 徴税費	1,800,875
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,604,129
	(4) 選挙費	231,925
	(5) 統計調査費	88,378
	(6) 監査委員費	97,869
3. 民生費		90,697,993
	(1) 社会福祉費	36,615,737
	(2) 児童福祉費	38,245,577
	(3) 生活保護費	15,835,879
	(4) 災害救助費	800
4. 衛生費		16,557,333
	(1) 保健衛生費	9,792,251
	(2) 清掃費	6,765,082
5. 農林水産業費		184,520
	(1) 農業費	184,520
6. 商工費		349,299
	(1) 商工費	349,299
7. 土木費		17,999,167
	(1) 土木管理費	396,880
	(2) 道路橋梁費	2,747,095
	(3) 河川費	30,732
	(4) 都市計画費	14,816,382
	(5) 住宅費	8,078
8. 消防費		5,427,902
	(1) 消防費	5,427,902
9. 教育費		15,976,997
	(1) 教育総務費	5,015,675
	(2) 小学校費	3,378,823
	(3) 中学校費	1,563,116
	(4) 幼稚園費	799,019
	(5) 社会教育費	1,664,641
	(6) 保健体育費	3,555,723

(単位：千円)

款	項	金額
10. 公債費		13,250,175
	(1) 公債費	13,250,175
11. 諸支出金		1,299,070
	(1) 諸費	1,299,070
12. 予備費		150,000
	(1) 予備費	150,000
歳出合計		176,300,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
総合計画等策定支援業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	10,400
天野川活用検討支援業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	10,400
個人番号カード交付等関連事業	令和8年度から 令和9年度まで	7,543
課税業務委託	令和8年度から 令和11年度まで	152,339
固定資産評価支援業務委託	令和8年度から 令和11年度まで	244,435
文化財保存活用地域計画策定支援業務委託	令和8年度から 令和10年度まで	7,610
サプリ村野スポーツセンター体育館空調整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	18,040
就労準備及び家計改善支援事業委託	令和8年度から 令和11年度まで	57,618
就労支援事業委託	令和8年度から 令和11年度まで	68,151
システム標準化・共通化対応経費	令和8年度から 令和9年度まで	41,800
私立保育所等施設整備補助金	令和8年度から 令和9年度まで	110,473
(仮称) 子ども未来館整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	109,293
病児保育室寝具賃借料	令和8年度から 令和13年度まで	779
病児保育室夜間受付業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	614
タブレット端末通信費	令和8年度から 令和12年度まで	58,344
児童育成支援拠点事業委託	令和8年度から 令和11年度まで	83,412
児童相談所整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	152,700
粗大ごみ電話予約受付事業	令和8年度から 令和11年度まで	348,600
塵芥収集車等購入経費	令和8年度から 令和10年度まで	48,962
西口公衆便所解体事業	令和8年度から 令和9年度まで	1,890

(単位：千円)

事項	期間	限度額
土地購入経費（京阪本線連続立体交差事業）	令和8年度から 令和9年度まで	600
物件補償費（京阪本線連続立体交差事業）	令和8年度から 令和9年度まで	18,000
文化財調査委託（京阪本線連続立体交差事業）	令和8年度から 令和9年度まで	25,000
高架化附帯工事（京阪本線連続立体交差事業）	令和8年度から 令和9年度まで	65,000
御殿山小倉線整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	21,000
牧野高槻線及び京都守口線整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	122,187
枚方高槻線整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	60,200
交野久御山線整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	15,100
学校エレベーター整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	288,500
（仮称）枚方市立中学校給食センター PFI事業モニタリング業務委託	令和8年度から 令和12年度まで	34,760
（仮称）枚方市立中学校給食センター 特定事業関連経費	令和8年度から 令和26年度まで	12,083,069
総合型放課後事業（放課後キッズクラブ）委託	令和8年度から 令和9年度まで	26,750
大阪府知事選挙経費	令和8年度から 令和9年度まで	20,057
大阪府議会議員選挙経費	令和8年度から 令和9年度まで	18,622
枚方市議会議員選挙経費	令和8年度から 令和9年度まで	60,010
庁舎等維持管理委託	令和8年度から 令和10年度まで	830
庁舎等清掃委託	令和8年度から 令和11年度まで	111,306
電算システム等保守委託	令和8年度から 令和13年度まで	132,307
電算システム等賃借料	令和8年度から 令和14年度まで	447,594
枚方市土地開発公社に依頼する 公共用地等先行取得事業	令和8年度から 令和12年度まで	2,376,282
枚方市土地開発公社の金融機関等からの 借入金に対する債務保証	借入を受けた日から 償還完了日まで	枚方市土地開発公社が金融機関等より借り入れる資金に対し、5,100,000千円の範囲内でその債務を保証する。
合	計	(5,100,000) 17,460,577

() 書は、金融機関等に対する債務保証

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 区分
e L - Q R 対応改修事業	38,500	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金
庁舎施設改修事業	30,600			
旧中宮北小学校跡地活用事業	41,900			
統合D B e L - Q R 対応改修事業	1,200			
生涯学習市民センター設備等改修事業	160,600			
電動車導入事業	6,700			
環境美化推進事業	6,900			
市有施設照明設備改良事業	129,500			
総合文化芸術センター別館施設等改修事業	900			
窓口業務オンライン化推進事業	20,200			
総合福祉会館設備更新事業	3,300			
楽寿荘施設等整備事業	1,600			
社会福祉施設等施設整備事業	32,200			
地域子育て支援拠点施設改修事業	17,400			
(仮称) 子ども未来館整備事業	196,800			
公立保育所改修等事業	26,900			
私立保育園施設整備事業	57,600			
留守家庭児童会室施設改善事業	46,900			
保健所施設改修事業	35,400			
保健所別館（親子教室）施設改修事業	1,900			
やすらぎの杜施設改修事業	111,600			
中宮浄水場更新事業（一般会計出資債）	612,500			
水道管路耐震化事業（一般会計出資債）	507,700			

(単位：千円)

還の方法			
償還期限	据置期間	償還の方法	その他
30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還。	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 区分
東部清掃工場施設改修事業	56,000	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金
広域廃棄物埋立処分場整備事業	12,500			
公園施設長寿命化改築等事業	38,400			
京阪本線連続立体交差事業	417,600			
光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	1,435,300			
雨水ポンプ場耐震化・改築事業	676,900			
村野駅西地区土地区画整理事業	1,512,700			
牧野長尾線整備事業	2,600			
中振交野線整備事業	13,500			
御殿山小倉線整備事業	81,400			
中部別館改修事業	3,300			
北部別館改修事業	500			
橋梁修繕・補強事業	9,400			
舗装長寿命化計画事業	195,700			
交通バリアフリー道路整備事業	40,300			
自転車通行空間整備事業	57,700			
王仁公園プール施設改修事業	8,700			
公園施設改修整備事業	1,100			
親水施設管理事業	20,600			
公園のあそび場整備事業	470,200			
防災行政無線操作卓更新事業	47,600			
禁野小学校整備事業	185,100			
施設改善維持補修事業	588,400			

(単位：千円)

還の方法			
償還期限	据置期間	償還の方法	その他
30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還。	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利率	償 区分
学校エレベーター整備事業	15,300	普通貸借又は証券発行	8 % 以内	政府資金又は銀行その他資金
旧田中家鑄物民俗資料館改修事業	800			
枚方宿鍵屋資料館改修事業	800			
図書館山田分室改修事業	1,100			
図書館施設改修事業	71,200			
野外活動センター改修事業	1,300			
サプリ村野スポーツセンター改修事業	27,000			
春日テニスコート改修事業	4,700			
渚市民体育館施設等改修事業	21,600			
スケートボードパーク整備事業	22,400			
給食調理場改修事業	56,500			
合 計	8,187,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利

(単位：千円)

還の方法			
償還期限	据置期間	償還の方法	その他
30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還。	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

令和 8 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,221,000 千円と定める。

2 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

令和 8 年（2026 年）2 月 17 日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歲入

(単位:千円)

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		640,028
	(1) 総務管理費	579,242
	(2) 徴収費	59,700
	(3) 運営協議会費	1,062
	(4) 趣旨普及費	24
2. 保険給付費		23,972,370
	(1) 療養諸費	20,459,574
	(2) 高額療養諸費	3,322,256
	(3) 移送費	300
	(4) 出産育児諸費	102,100
	(5) 葬祭諸費	30,000
	(6) 精神・結核医療給付費	58,140
3. 保健事業費		389,085
	(1) 特定健康診査等事業費	338,572
	(2) 保健事業費	50,513
4. 国民健康保険事業費納付金		10,981,507
	(1) 医療給付費分	7,796,632
	(2) 後期高齢者支援金等分	2,235,784
	(3) 介護納付金分	744,017
	(4) 子ども・子育て支援納付金分	205,074
5. 公債費		2,000
	(1) 公債費	2,000
6. 諸支出金		38,500
	(1) 債還金及び還付加算金	38,500
7. 基金積立金		1,000
	(1) 基金積立金	1,000
8. 予備費		196,510
	(1) 予備費	196,510
歳出合計		36,221,000

令和 8 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算

令和 8 年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 116,000 千円と定める。

2 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、116,000 千円と定める。

令和 8 年（2026 年）2 月 17 日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歲 入

(単位:千円)

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		45,708
	(1) 総務管理費	45,708
2. 公債費		100
	(1) 公債費	100
3. 予備費		70,192
	(1) 予備費	70,192
歳出合計		116,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
自動車駐車場指定管理料	令和8年度から 令和13年度まで	175,974
合	計	175,974

令和 8 年度大阪府枚方市財産区特別会計予算

令和 8 年度大阪府枚方市財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 220,000 千円と定める。

2 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 17 日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位:千円)

款	項	金額
1. 財産収入		141,842
	(1) 財産運用収入	46,642
	(2) 財産売払収入	95,200
2. 繰入金		77,200
	(1) 基金繰入金	77,200
3. 諸収入		958
	(1) 雜入	958
歳入合計		220,000

歲出

(単位: 千円)

令和 8 年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算

令和 8 年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,219,000 千円と定める。

2 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（一時借入金）

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

令和 8 年（2026 年）2 月 17 日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歲入

(単位:千円)

款	項	金額
1. 総務費		857,716
	(1) 総務管理費	595,557
	(2) 徴収費	43,383
	(3) 介護認定費	218,776
2. 保険給付費		38,061,903
	(1) 介護サービス等諸費	34,794,658
	(2) 介護予防サービス等諸費	1,401,192
	(3) 高額介護サービス等費	1,259,064
	(4) 特定入所者介護サービス等費	580,804
	(5) その他諸費	26,185
3. 地域支援事業費		2,159,366
	(1) サービス・活動事業費	1,917,846
	(2) 一般介護予防事業費	79,932
	(3) 包括的支援事業・任意事業費	161,588
4. 公債費		3,000
	(1) 公債費	3,000
5. 諸支出金		130,129
	(1) 債還金及び還付加算金	13,060
	(2) 繰出金	117,069
6. 基金積立金		1,982
	(1) 基金積立金	1,982
7. 予備費		4,904
	(1) 予備費	4,904
歳出合計		41,219,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター事務システム構築委託	令和8年度から 令和11年度まで	16,632
電算システム等賃借料	令和8年度から 令和13年度まで	49,892
合 計		66,524

令和 8 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,037,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000 千円と定める。

令和 8 年（2026 年）2 月 17 日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 総務費		253,854
	(1) 総務管理費	233,869
	(2) 徴 収 費	19,985
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		9,774,716
	(1) 後期高齢者医療広域連合納付金	9,774,716
3. 公債費		1,000
	(1) 公債費	1,000
4. 諸支出金		6,100
	(1) 償還金及び還付加算金	6,100
5. 予備費		1,330
	(1) 予備費	1,330
歳 出 合 計		10,037,000

令和8年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和8年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和8年（2026年）2月17日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

歲出

(単位:千円)

令和8年度大阪府枚方市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大阪府枚方市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| (1) 給水戸数 | 189,767 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 40,016,849 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 109,635 m ³ |
| (4) 建設改良事業 | |
| 施設改良事業 | |
| 送配水管整備事業 | |
| 送配水管更新事業 | |
| 水管橋等更新事業 | |
| 配水支管更新事業 | |
| 中宮浄水場更新事業 | |
| 送配水管更生事業 | |
| 上野3丁目他配水管更新事業 | |
| 船橋本町他配水管更新事業 | |
| 中宮浄水場～春日受水場間送水管更新事業 | |
| 中宮浄水場整備事業（第1浄水場撤去工事） | |
| 緊急輸送道路内鉄管更新事業 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 水道事業収益	6,853,389 千円
第1項 営業収益	4,814,216 千円
第2項 営業外収益	2,038,673 千円
第3項 特別利益	500 千円

支 出

第1款 水道事業費用	6,118,016 千円
第1項 営業費用	5,580,562 千円
第2項 営業外費用	499,836 千円
第3項 特別損失	7,618 千円
第4項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,251,822千円は、当年度消費税資本的収支調整額700,692千円、建設改良積立金998,192千円、当年度損益勘定留保資金2,552,938千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	6,002,856 千円
第1項 企業債	4,383,000 千円
第2項 工事負担金	289,350 千円
第3項 国府補助金	210,128 千円
第4項 固定資産売却代金	100 千円
第5項 他会計出資金	1,120,278 千円

支 出

第1款 資本的支出	10,254,678 千円
第1項 建設改良費	8,465,669 千円
第2項 固定負債償還金	1,634,380 千円
第3項 固定資産購入費	154,629 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	中宮浄水場整備事業 (第1浄水場撤去工事)	766,000	令和8年度	105,000
				令和9年度	111,000
				令和10年度	253,000
				令和11年度	297,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
電算システム等賃貸借 (令和8年度設定分)	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	2,914
電算システム等保守委託 (令和8年度設定分)	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	717
大阪広域水道企業団受水費 (令和8年度設定分)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	100,464
水道施設更新事業 (令和8年度設定分)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	266,000
配水管等更新事業 (令和8年度設定分)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	50,000
水道施設整備基本計画策定業務委託	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	70,000

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道施設改良事業	290,000	普通貸借 又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
中富浄水場更新事業 (PPP ・ PFI)	1,560,000			
送配水管整備事業	151,000			
送配水管更新事業	419,000			
水管橋等更新事業	131,000			
配水支管更新事業 (その 2)	705,000			
送配水管更生事業	213,000			
上野3丁目他 配水管更新事業	125,000			
船橋本町他 配水管更新事業	210,000			
中富浄水場～ 春日受水場間 送水管更新事業	518,000			
緊急輸送道路内 鉄管更新事業	61,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職 員 給 与 費	917,337 千円
2. 交 際 費	50 千円

(他会計からの補助金)

第10条 福祉減免等に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,401,641千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和8年（2026年）2月17日 提出

枚方市長 伏 見 隆

令和8年度大阪府枚方市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大阪府枚方市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

一般病床	327	床
感染症病床	8	床
合計	335	床

(2) 年間患者数

入院	93,993	人
外来	178,917	人

(3) 一日平均患者数

入院	257.5	人
外来	742.4	人

(4) 主要な建設改良事業

医療器具及び備品購入費	2,358,870	千円
工事請負費	110,817	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 病院事業収益	12,048,760	千円
第1項 医業収益	10,326,924	千円
第2項 医業外収益	1,721,826	千円
第3項 特別利益	10	千円

支出

第1款 病院事業費用	12,644,751	千円
第1項 医業費用	12,124,973	千円
第2項 医業外費用	508,778	千円
第3項 特別損失	1,000	千円
第4項 予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額526,638千円は、当年度分消費税資本的収支調整額19,539千円、過年度分損益勘定留保資金507,099千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	2,914,016 千円
第1項 一般会計負担金	477,976 千円
第2項 企業債	2,436,000 千円
第3項 貸付金返還金	30 千円
第4項 固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,440,654 千円
第1項 建設改良費	2,474,702 千円
第2項 企業債償還金	955,952 千円
第3項 貸付金	10,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
洗濯業務等委託 (令和8年度設定分)	令和8年度から 令和9年度まで	13,867 千円
医療事務関係等業務委託 (令和8年度設定分)	令和8年度から 令和9年度まで	5,641 千円
医療機器保守点検委託(その1) (令和8年度設定分)	令和8年度から 令和13年度まで	7,700 千円
医療機器保守点検委託(その2) (令和8年度設定分)	令和8年度から 令和15年度まで	455 千円
合 計		27,663 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
医療機器等整備事業	2,325,200 千円	普通貸借 又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。但し、 病院財政の都合により償還期限 を短縮し、若しくは繰上償還、又 は低利に借換えすることができる。
施設改修工事	110,800 千円			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費	6,352,532 千円
(2) 交際費	300 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、2,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 11 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
医療機器等	血管造影撮影装置	一式
医療機器等	デジタルガンマカメラ(SPECT装置)	一式
医療機器等	注射薬自動払出装置	一式
医療機器等	電子カルテシステム	一式

令和8年(2026年)2月17日 提出

枚方市長 伏見 隆

令和8年度大阪府枚方市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度大阪府枚方市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 汚水整備人口 | 383,245 人 |
| (2) 年間有収水量 | 38,540,532 m ³ |
| (3) 一日平均有収水量 | 105,590 m ³ |
| (4) 整備・建設改良事業 | |
| 汚水公共下水道整備事業 | |
| 汚水公共下水道未普及地区整備事業 | |
| 汚水改良事業 | |
| 雨水改良事業 | |
| 藤阪元町地区雨水管整備事業 | |
| 雨水ポンプ場改築更新事業 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	13,192,269 千円
第1項 営業収益	8,453,673 千円
第2項 営業外収益	4,703,064 千円
第3項 特別利益	35,532 千円

支出

第1款 下水道事業費用	12,390,962 千円
第1項 営業費用	11,345,170 千円
第2項 営業外費用	1,006,772 千円
第3項 特別損失	9,020 千円
第4項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,195,677千円は、当年度消費税資本的収支調整額284,839千円、過年度損益勘定留保資金3,910,838千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入	5,619,168 千円
第1項 企 業 債	3,174,100 千円
第2項 工 事 負 担 金	826,104 千円
第3項 国 府 補 助 金	494,000 千円
第4項 他 会 計 負 担 金	676,900 千円
第5項 他 会 計 出 資 金	448,064 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	9,814,845 千円
第1項 整 備 事 業 費	901,320 千円
第2項 建 設 改 良 事 業 費	4,602,478 千円
第3項 固 定 負 債 償 還 金	4,096,072 千円
第4項 固 定 資 産 購 入 費	214,975 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
電算システム等保守委託 (令和8年度設定分)	令和 8 年度から 令和 10 年度まで	1,434
電算システム等賃貸借 (令和8年度設定分)	令和 8 年度から 令和 11 年度まで	3,364
下水道ストックマネジメント事業 関連委託 (令和8年度設定分)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	313,902
家屋調査業務委託 (令和8年度設定分)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	99
設備更新工事 (雨水事業分) (令和8年度設定分)	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	89,193
水洗便所等改造資金融資制度に 基づく金融機関に対する債務の 損失補償	融資を受けた日から 償還完了日まで	枚方市下水道条例第24条及び枚 方市水洗便所等改造資金助成規 程第2条に基づく融資に対し、 30,000千円の範囲内でその損失 を補償する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	2,970,600	普通貸借又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
流域下水道事業	203,500			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	905,535 千円
2. 交際費	50 千円

(他会計からの補助金)

第9条 福祉減免等に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、127,221千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和8年（2026年）2月17日 提出

枚方市長 伏見 隆

発行年月 令和8年(2026年)2月

発 行 枚方市
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
TEL 072-841-1221(代表)
072-841-1311(直通)
編 集 総合政策部財政課

